

歯科 疑義解釈(その5)

診療報酬 改定 2026

今年6月からの点数改定に関して、厚労省より5月8日付で「疑義解釈(その5)」が出された。以下、主な項目を抜粋・一部太字等で編集の上で紹介する。なお、全容や詳細は協会ホームページ「いい医療ドットコム」や4面のQRコード等をご参照いただきたい。

【歯周病継続支援治療 (SPT)】

質問	回答
1 令和8年度診療報酬改定において、歯周病安定定期治療 (旧SPT) 及び歯周病重症化予防治療 (P重防) が歯周病継続支援治療 (SPT) に統合されたが、令和8年5月末までに歯周病安定定期治療 (旧SPT) 又は歯周病重症化予防治療 (P重防) を算定し、同年6月以降に歯周病継続支援治療 (SPT) を開始する場合の取扱い如何。	口腔管理強化加算 (口管強) に係る施設基準の届出を行っていない保険医療機関においては、歯周病継続支援治療 (SPT) を6月に算定して差し支えない。なお、当該加算 (口管強) に係る施設基準の届出を行っていない保険医療機関においては、歯周病安定定期治療 (旧SPT) 又は歯周病重症化予防治療 (P重防) の前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に算定する。
2 歯周病継続支援治療 (SPT) の重症化予防連携強化加算 (重防) について、以下の場合において、診療情報等連携共有料 (情共) は算定できるのか。 ①診療情報等連携共有料1 (情共1) により、他の保険医療機関に対して情報提供を求め、それに基づいた他の保険医療機関からの情報提供により重症化予防連携強化加算 (重防) を算定する場合 ②他の保険医療機関に対して情報提供を行う際に、診療情報等連携共有料2 (情共2) を算定する場合	いずれも算定要件を見出す場合は算定して差し支えない。

【新製有床義歯管理料 (義管)】

質問	回答
3 令和8年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料 (義管) の取扱いが見直されたが、令和8年5月末までに新製有床義歯管理料 (義管) を算定し、6月を超えない期間で新たに別の新製有床義歯に関する取扱いの説明等を行った場合の取扱い如何。	新製有床義歯管理料 (義管) を再度算定して差し支えない。

【特定保険医療材料】

質問	回答
4 人工歯(陶歯、レジン歯、スルホン樹脂レジン歯及び硬質レジン歯)の材料価格基準の単位が1歯単位に見直されたが、当該材料については、1歯単位の材料価格を10円で除して得た点数(端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数)を、使用した人工歯の歯数分で合算して算定すればよいか。	そのとおり。

【歯科技工所ベースアップ支援料】

質問	回答
5 歯科技工所ベースアップ支援料については、1装置につき、装着の算定時に算定する取り扱いであるが、以下の装置における取り扱いはどのようになるのか。 ①磁性アタッチメントを支台装置とする有床義歯を装着する際に、キーパー付き根面板と有床義歯に対してそれぞれ装着料を算定した場合 ②帯環を含む固定式矯正装置を装着する際に、それぞれ装着料を算定する場合	①キーパー付き根面板と有床義歯(磁石構造体を含む)は別装置であるため、有床義歯とキーパー付き根面板の装着料の算定時に、歯科技工所ベースアップ支援料はそれぞれ算定できる。 ②帯環と固定式矯正装置は同一装置であるため、歯科技工所ベースアップ支援料は1回算定する。

財政審

高齢者窓口負担3割を主張

「骨太方針」に向けて

日医が反論「公費負担を減らすことしか頭がない」

高齢者の窓口負担を原則3割にする、医療機関の窓口業務費用を保険給付外サービス化する—このよう
な主張が財務省からなされている。財務省は「骨太の方針2026」を見据えた「脊の建議」に向け、4月から議論を始めている。
4月17日の財政審では、後期高齢者の医療費等の増
加を「我が国の財政悪化の最大の要因」と主張。背景には負担増を伴わない給付増があるとした。公費圧縮への社会保障費の圧縮改革が打ち出されると見込まれる。また、2012〜24年度で比較すると、雇業者報酬の伸びが医療・介護の伸びを上回る「真逆の形」の賦課ベースとなる。雇業者報酬の伸びを上回る「真逆の形」の賦課ベースとなる。雇業者報酬の伸びを上回る「真逆の形」の賦課ベースとなる。雇業者報酬の伸びを上回る「真逆の形」の賦課ベースとなる。

『道しるべ』として踏襲すべき」と説いた。
23日の財政審には▽診療報酬の包括化、▽医学部定員の大胆な削減—を提示。
28日の財政審では、高齢者医療の「原則3割負担化」へ工程表を作成すべきだと主張。70〜74歳の人は原則3割負担とし、外来特例も廃止すべきとした。75歳以上の人は一定の経過措置は残すとしても、現行の線引きをゼロベースで見直すよう求めた。
このほか、本来、窓口業務は診療行為そのものではない」とし、医療機関における窓口業務費用の保険給付外サービス化も提案。診療報酬の所得計算の特例(いわゆる四段階制)見直しにも言及した。
日医の松本会長は5月13日の会見で「財政審は、公費負担を減らすことしか頭がないようだ」と批判。高齢者は複数の疾患を抱える方や低所得者が多く、5月13日の参院本会議では「乱暴な議論は避けなければならぬ」と述べた。
なお、高齢者の窓口負担については国会でも取り上げられている。上野厚労相は4月15日の衆院厚労委員「避けては通れない検討課題と認識している」とした。

中医協 6月1日実施「随時改定」 金パラ「引き上げ」

6月1日から歯科用貴金属の基準材料価格改定が実施されることに伴い、「歯科用貴金属」に関わる下記点数(うち保険医療材料の部分)が一部改正。「金パラ」材料を含む歯冠修復・欠損補綴の点数が一部変更となり、金パラ、14K、銀合金等の点数は全て引き上げとなる。変更点は下表のとおり(単位は「点」。太字が今回変更)。今回の改定については、昨年実施された「特定保険医療材料価格調査(各合金の市場価格を調査)」の結果を参照して2026年6月1日告示価格に反映される。現行制度では、乱高下する金パラ市場価格が保険点数である告示価格(材料料)へ適正に反映されないという問題がある。引き続き、協会・保団連として厚労省へ抜本的解決を求めていく。

◆金属歯冠修復(装着・装着材料は別)

		インレー(修形・KP)		冠形態(PZ)					
		単純	複雑	前歯3/4冠	臼歯4/5冠	FMC	前装MC(前歯・単冠)	前装MC(前歯・Br支台歯)	前装MC(小臼歯)
乳歯	銀合金	224	353	-	-	563	-	-	-
	金パラ	662	1,222	1,527	1,467	1,907	2,973 ^{※2}	2,977 ^{※2}	2,903 ^{※2}
前・小臼歯	銀合金	224	353	454	394	563	1,400 ^{※2}	1,404 ^{※2}	1,330 ^{※2}
	14K(前歯限定)	-	2,977	3,733	-	-	-	-	-
大臼歯	金パラ	883	1,564	-	1,919 ^{※1}	2,482	-	-	-
	銀合金	243	376	-	428 ^{※1}	601	-	-	-

◆ボンティック

鑄造	金パラ	小臼歯	2,188
		大臼歯	2,762
レジン前装金属	銀合金	大・小臼歯	542
		前歯	2,579
	金パラ	小臼歯	2,388
		大臼歯	2,822
銀合金	前歯	1,318	
	小臼歯	772	
		大臼歯	632

◆コンビネーション鉤【金パラ】

大臼歯	小臼・犬歯	前歯
885	802	761

◆パー【金パラ】

鑄造	3,452
----	-------

◆支台築造(装着料含む)

メタルコア(間接法)	
前・小臼歯	263 (341)
大臼歯	354 (445)

※()は6歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な者の加算点数

◆鑄造鉤

	双子鉤		二腕鉤(レスト付)			ローチのパークラスプ	
	大・大	小・小	大臼歯	小臼・犬歯	前歯	1歯	2歯以上
金パラ	2,122	1,716	1,518	1,351	1,271	2,102	2,122
14K	3,788	3,130	3,110	2,444	1,937	3,768	3,788

◆接着冠

		前歯	小臼歯	大臼歯
		金パラ	1,525	1,465
	銀合金	452	392	426

◆線鉤

		双子鉤	二腕鉤(レストつき)
		14K	1,877

※1 大臼歯の4/5冠は、「生活歯」かつ「ブリッジ支台」である場合に限られる。

※2 前装MCは、前歯あるいは「ブリッジ支台である小臼歯」に限られる。

*改訂版『歯科点数早見表(冊子)』は、『月刊保団連6月号』の発送封筒に同封し、6月上旬頃にお届けする予定です。
*お問合せは歯科保険診療対策部(TEL 045-313-2111)まで。

